

令和2年第1回農業委員会総会議事録

令和2年1月17日（金）第1回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員 18人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	谷岡 收藏
	2番	清原 保		3番	大原 砂利
	4番	三上 雄二		5番	谷川内 茂
	6番	倉脇 敏弥		7番	眞壁 勲二
	8番	神山 順一		9番	川上 憲次
	10番	久保木 誠		11番	藤本 彰
	12番	山田 條一		13番	小田 正廣
	14番	奥山 亮		15番	橋本 澄男
	16番	藤澤 和利		17番	仲田 清志

推進委員 9人

	1番	小西 堅		2番	山本 計博
	4番	溝尾 美恵子		5番	三輪 金樹
	6番	長岡 保義		7番	後藤 保夫
	8番	井上 光男		9番	鈴江 寛
	10番	奥津 忠和			

欠席委員 1人

推3番 泉 登

議事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
議案第4号	現況証明にかかる現況認定について
議案第5号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

報告事項

農地改良届について  
農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について  
法務局照会について  
農地転用期間変更届について  
完了届について  
利用権設定中途解約について

協議事項

その他

事務局職員（書記）	事務局長	小川 泰典
	次長	竹村 陽子
	主幹	藤井 和昭
	主査	滝口 良樹

(開会時刻 午後 3 時 3 0 分)

藤井主幹	<p>改めまして、皆様明けましておめでとうございます。 只今から、新見市農業委員会第 1 回総会を開催致します。 本日の出席は 27 名でございます。欠席は、推進委員 3 番泉委員でございます。それでは、最初に逸見会長から挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>皆さん、改めまして明けましておめでとうございます。ご家族お揃いで新年をお迎えになったこととお慶び申し上げます。池田市長におかれましても、ご多忙の折ご出席いただきましてありがとうございます。さて、昨年は局地的な集中豪雨により家屋、道路もですが、農地や用水路が浸水・流出し、復元が不可能な地域もあるように聞いております。一昨年の被害がまだ復旧さなかの中に今回の災害です。被災された方々に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。我々も一日も早い復旧を願っているところです。また、当委員会においては一昨年来の懸案であった無断転用も、指定期日直前に是正されたということですが、我々の見解が理解されたかどうかは、ちょっと釈然としないところがあります。昨年は太陽光発電関連の無断転用の件に始まり、太陽光発電の絡む資材置き場で一年が終わったような気が致しております。委員の皆さんも、太陽光発電と聞けば自然と身構えるような態勢になってきて、体質と申しますか、それを聞くことによってちょっと身構えるようなことになってしまっておるように思いますが、今年は二種農地については、一定の条件が満たされれば転用を認める方向で検討をする必要があるかと思っております。部会でも検討いただき、実現できるようよろしくお願ひしたいと思ひます。今年も健康に留意して、しっかり一緒に頑張りましょう。本日もよろしくお願ひ致します。</p>
藤井主幹	<p>続きまして、池田市長からご挨拶をよろしくお願ひします。</p>
池田市長	<p>皆様こんにちは。お健やかに新年をお迎えのこととお慶びを申し上げます。令和 2 年の新見市農業委員会の 1 回目の総会ということで、年頭にあたりましてご挨拶を申し上げさせていただきます。皆様方におかれましては、農地は農地として最適に活用していただく、そういった法令遵守と共に本市の農業の振興にお力添えを賜っておりますこと、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。只今、逸見会長さんのほうからお話がありましたように、新見市も一昨年に続きまして二年の間に三度の災害に見舞われました。そうした中で被災した農地あるいは農業用施設、そして機械等に対して助成を行うなど積極的に取り組んでいるところでございます。そうした中、少しデータを申し上げますと、令和 2 年 1 月 1 日現在で 7 月豪雨及び台風 24 号の復旧状況ですが、農地・農業用施設 244 件中、現在契約済みが 143 で発注率が 59%でございます。そして完了が 60</p>

箇所、完了率が25%という状況になっております。またこの9月豪雨災害でも、さらに180件程災害が重なっているところでございます。4月から農繁を迎えるにあたりまして、まだまだ災害工事ができてない農家さんにおかれましては、まだかまだかというそういったお言葉を頂くところですが、今市内業者の方々も色んな復旧復興に向けて最大限努力をして頂いているところでございます。特に農地になりますと、なかなか進入路が難しかったり、また河川の向こう側にあたりとか、なかなか地理的条件も難しいというようなこともございまして、ご迷惑をかけている点があることを多々お詫びを申し上げたいと思っておりますが、そういうことで農業委員会の皆様方にもどうぞご理解を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。農業は本市の基幹産業であり、大変重要と認識を十分致しております。今後も農家の皆様にとりまして真に有益な、そういった営農が行える施策につきまして展開をしてまいりたいと思っております。皆様方におかれましては、お仕事の中でこういった農業委員会活動をしていただいております。本当に大変でございまして、また今年一年どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

藤井主幹

ありがとうございます。ここで池田市長は他の公務のため退席されます。

続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は14番奥山委員に先導をお願い致します。

奥山委員

「農業委員会憲章」の先導

藤井主幹

ありがとうございます。

それでは、ここからの進行は会長よろしく申し上げます。

会 長

それでは恒例により議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をよろしくお願い致します。

それでは日程1「議事録署名委員の決定」を行います。

本日の議事録署名委員は、13番小田委員、14番奥山委員にお願い致します。

続いて日程2「議事」に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

小川局長

今回6件ございました。1番でございますが、場所は土橋、現況地目は畑2筆でございます。確認を12月11日に行っております。移動の理由ですが賃借、契約の種類は賃借権の設定、期間は24年、作物はキクラゲ

で菌床によるものでございます。作業従事者は1名で、賃借料は記載の通りでございます。第3条第2項各号の状況でございますが、第1号、借入人は経営農地をすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるので、該当はございません。第2号ですが、借人は農地所有適格法人であり適用はございません。第3号ですが、信託ではないので適用はございません。第4号、借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため、該当はございません。第5号ですが、借人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第6号、許可申請にかかる農地は貸人の所有農地であり、転貸には当たらないため該当はございません。第7号ですが、借人は現在菌床によるキクラゲ栽培を計画しており、このたび貸人との話がまとまり、申請地を借人の希望で賃借権を設定するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。以上、この賃借権の設定については申請書類は揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力なども問題なく面積用件も満たしていること、また地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。

藤本委員

確認を1月12日、私、神山委員、長岡推進委員3人で現地を見ました。現地は●●のバイパスを上がって直線に300mほど行ったら、鋭角で右に●●のほうへ100mほど行った所の左手です。例の右手のほうにソーラー等が建ってる反対側です。これは最初申し上げときますけど、●●●●●●●●●●のほうです。賃貸に関しては何の問題はないかと思えます。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

後藤委員

従事者が1人というのは社長がやるの？

会 長

今やっている菌床栽培では1人専従の人がついたように思いますが、ここもおそらくそう。ちょっとその辺は次回また出てくるかもしれません、そのときに。

藤本委員

今回はこの賃借だけで、後日またそのハウスとかそういうものが計画さ

	れとるか、それはわかりません。
会 長	おそらくそれは来月ぐらいに出るんじゃないかなと思います。とりあえずは賃借権の設定です。
藤本委員	その件について事務所のほうの事務員さん●●さんという人が、あの人から電話がありまして、今回は賃貸で来月の2月の委員会の定例会までにはぴしっとしたものを出示すると、書面を出示するということです。
会 長	他にご意見、ご質問はございませんか。  (意見、質問なし)
会 長	ないようですので、議案第1号1番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。  (全員挙手)
会 長	賛成多数により、1番は申請の通り決定と致します。続いて、議案第1号2番の議案について事務局の説明をお願いします。
小川局長	2番でございます。場所は正田、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転でございます。作物は野菜、作業従事者は2名、価格は記載の通りでございます。第3条第2項各号の状況でございますが、まず第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積0.1aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、空き家に付随した農地を売買するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。第1号から第4号、第6号についても該当はございません。以上、この所有権移転については申請書類は揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また空き家に付随した農地を売買するものであり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
藤澤委員	この件につきましては、1月14日に三輪推進委員と現地は確認してお

	<p>ります。この件は12月の総会の、農地の権利移動を認める別段の面積設定の中で場所は説明しております。正田の●●でございます。ちょうど買われる空き家の家の裏と、向かって左側に少しあります。それを合わせて382㎡ということを確認をしています。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第1号2番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、2番は申請の通り決定と致します。続いて、議案第1号3番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>3番でございます。場所は大佐永富、田畑2筆でございます。移動の理由は贈与で、契約の種類は所有権移転でございます。作物は水稻・野菜、作業従事者は2名でございます。第3条第2項各号の状況でございますが、まず第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、遠方に住んでいて耕作ができないため、地元の譲受人へ贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。第1号から第4号、第6号につきましても該当はございません。以上、この所有権移転については申請書類は揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また、地元の農業者への贈与のため、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
久保木委員	<p>確認日が1月12日、山田委員さん、後藤推進委員さんで行いました。場所は県道新見勝山線、小阪部●●●から約250mほど勝山寄りに、ちょうど左側に●●●●という名のコミュニティーハウスがあります。その下側を裏になるんですが、ここを通りまして神社があります。神社の前を</p>

約150m行きますと、左上ちょうど神社の裏側になります。これが●●●番です。●●●●●はこのコミュニティーハウスから南西方向に直線で100mほどの所です。譲受人さんのちょうど実家がありまして、その裏に空き家があるんです。その空き家を購入されて、それにつけてこの2筆を譲り受けたそうです。

会 長 事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問ございませんか。

(意見、質問なし)

会 長 ご意見、ご質問ございませんので、議案第1号3番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

会 長 全員賛成と認め、3番は申請の通り決定と致します。続いて議案第1号4番の議案について事務局の説明をお願いします。

小川局長 4番でございます。場所は大佐田治部、現況地目は畑2筆でございます。確認を12月19日に行っております。移動の理由でございますが、代物弁済ということで、これは当事者同士でお金の貸し借りがあるようでして、それに対する支払いを土地で返済するというものようです。契約の種類でございますが所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2名でございます。第3条第2項各号の状況でございますが、まず第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、譲受人と譲渡人は親族関係で現在申請地を譲受人が管理しておりますが、このたび双方の合意により代物弁済により所有権移転するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。第1号から第4号、第6号につきましても該当はございません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また親族間での代物弁済による所有権移転であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件について関係地区委員の説明を求めます。

山田委員	<p>確認日を1月12日、久保木委員、後藤推進委員と確認を致しました。場所は県道柏線、田治部地内に入って●●というバス停があります。そこから700m行った所に●●●という●●があります。それを西、左のほうへ約150m行った所にこの場所があります。それとこの代物弁済というのはちょっとお聞きしたんですが、平成18年頃から借金のかたとか、そういうことらしいです。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第1号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、4番は申請の通り決定と致します。続いて、議案第1号5番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>5番でございます。場所は神郷下神代、現況地目は田2筆でございます。確認は12月18日に行っております。移動の理由でございますが売買で、契約の種類は所有権移転でございます。作物は水稲、作業従事者は3名、価格は記載の通りでございます。第3条第2項各号の状況でございますが、まず第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、高齢で耕作できないため近隣の耕作者へ売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。第1号から第4号、第6号につきましても該当はございません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また近隣耕作者への売買のため、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>



仲田委員	<p>確認日は1月9日、橋本、大原両委員さんと現地のほうを確認しております。場所なんですけど●●という地域でありまして、神郷哲多線、●●から100mほど行った所を右に入っていった所でございます。傾斜がとても急な所で、中山間事業に入っていて、譲渡人の息子さんがちょっと前に亡くなられて、もう誰も受け手がおらんということで、中山間事業のほうの組合の方が集まって相談をされて、譲受人の人の家のすぐそば、並びの田んぼがありますので、それならまあ買おうかというような話になったそうです。譲渡人の残りの●●●●ですかね、これについては●●●のほうで、もうそこまではよう買わんと。とりあえずまあ条件のいい所だけ買う。あとは話をしながら、一応耕作をせにゃいけないので、今年か来年かちょうど中山間の期間が切れるので、そこらはもう外そうかというような話もされていたんですが、全然問題はないと思います。よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第1号5番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、5番は申請の通り決定と致します。続いて、議案第1号6番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>6番でございますが、場所は哲多町花木、現況地目は畑6筆でございます。確認を12月5日に行っております。移動の理由でございますが売買、契約の種類は所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2名、価格は記載の通りでございます。第3条第2項各号の状況でございますが、第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、譲受人が耕作している農地に隣接している申請地を、このたび譲受人の希望で売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。第1号から第4号、第6号につきましても該当はございません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また近隣耕作者への売買であり、地域調和も支障ないことなどから、</p>

	農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
川上委員	1月15日に奥山、鈴江両委員さんと共に現地へ行きました。場所は県道新見川上線で●●●●を南へ約500mぐらい、そしてそこにはバス停●●という停留所がありますが、そこを起点に本郷石蟹線が県道で走っております。それを北東の方角へ約500mくらい進んだ所に、道沿いに現地がございます。そこは順次所有者の方も整備も始められておるようでございます。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問ございませんか。  (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第1号6番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。  (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、6番は申請の通り決定と致します。続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。
小川局長	5条申請が1件ございました。場所は正田、現況地目は畑1筆です。確認は12月10日に行っています。転用目的はグループホーム、転用理由は申請地を譲り受け、男性用グループホームを新設し福祉サービスの向上を図るというものです。契約の種類は売買による所有権移転で、価格は記載の通りです。この申請地ですが、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地と考えます。譲受人は社会福祉事業を営む法人で、このたび障害者福祉サービス向上のため申請地を譲り受け、男性用のグループホームの建築を計画しているもので、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。工事期間は許可日から令和3年3月31日、建ぺい率は40.6%です。資金計画ですが、土地造成費と建築費は記載の通りで自己資金と補助金、これは国・県・市の補助金を充てるというものです。

会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
藤澤委員	1月14日に三輪推進委員と2人で現地を確認しております。場所は正田の旧道を突き当たりまで行きます。ちょうど左の上が180号が上がっております。右は伯備線の線路があります。そこの左側の民家があるその前の土地でございます。金額も多くなっておりますけど、男性用ホームの2階建てでするようになっておりますので、面積的には100㎡ですけど十分できると思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
後藤委員	質問じゃないんです。6800万円、これ木造か鉄骨かというのもわからないんですけど、できるなら事務局方をお願いしたいのですが、建物建ったときには木造2階建てとか木造平屋とか、その辺ちょっと書いといてもらえればわかりやすいと思うのですが、よろしくをお願いします。
会 長	他にご意見、ご質問はございませんか。  (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第2号の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。  (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、本議案は許可妥当と致します。なお本件は面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいでしょうか。  (はい)
会 長	それでは諮問不要として許可を決定致します。続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について、事務局の説明をお願いします。
竹村次長	今回新規の貸付が17件出ています。借受人は農業従事者、農機具なども揃っており農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たす

と考えます。1番から読み上げていきます。1番が馬塚、田3筆5年の使用貸借、2番が豊永宇山、畑1筆20年の貸借、3番が上熊谷、田2筆5年の使用貸借、4番が菅生、田2筆5年の使用貸借、5番が同じく菅生、田1筆5年の使用貸借、6番が菅生、田8筆5年の使用貸借、7番が大佐小阪部、田2筆4年3ヶ月の使用貸借、8番が大佐小阪部、田3筆10年の使用貸借、9番が大佐永富、田3筆10年の使用貸借、10番が大佐田治部、田3筆10年の使用貸借、11番が神郷高瀬、田1筆3年の使用貸借、12番が神郷高瀬、田1筆4年9ヶ月の使用貸借、13番が哲多町田淵、田5筆10年の使用貸借、14・15が同じ同一世帯で合わせて田4筆10年の使用貸借、16番が哲西町上神代、田7筆5年の使用貸借、17番が同じく哲西町上神代、田2筆6年の使用貸借となっており、このうち農地中間管理事業によるものが17件中11件となっております。新規については以上です。

会 長

新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。

眞壁委員

1月12日に泉推進委員と調査しました。場所は馬塚●●の中心部で、この水田はあとで出ますけど、前任の借受人が高齢者のために中途解約となりまして、この同じ部落の方がまた借受人となってということで、望ましいことではないかと思えます。

長岡委員

現地確認は1月12日に清原委員と藤本委員と私で行いました。場所は豊永の●●地区というのがあります。市民センターとかJAの豊永支所があったりなんですけど、そこから南へ約4kmくらい行った所です。大体大字宇山の中の●●という所らしいのですが、目印としたら目標物は●●寺というお寺がそこにありまして、そのお寺から西の方角へ150m程度の所にある農地です。借受人の方は8年ほど前に来られた新規就農者の方で、常に50a弱のぶどう畑を耕作しておられて、ここにあがっている方の1890㎡は茅畑であったということです。茅を倒してトラクターを入れて、確認したときにはきれいなさら地というんですか、畑になっておりました。以前、貸付人の農地をこの4795㎡の中に2000㎡ぐらいはすでに借りて耕作していて、新たにそこを貸したということでございます。

小西委員

3番から6番まで説明させていただきます。1月12日、谷岡委員と現地確認しました。3番については、県道新見勝山線の上熊谷●●●を東の姫新線の踏切を渡るとすぐ南へ50mほど下ったのが●●●●●●、それを熊谷川のほうへ80mほど行ったのが●●●●になります。ここは水の



	番はまた182号の●●●●から約100mの左右1筆ずつございました。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご質問ございませんか。  (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第3号新規の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。  (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、新規は決定と致します。続いて、再設定について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	再設定が今回4件出ておりますが、いずれも今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。
会 長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。  (ありません)
会 長	補足説明ございませんが再設定についてご意見、ご質問はございませんか。  (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第3号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。  (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、再設定は決定と致します。続きまして、議案第4号現況証明にかかる現況認定について事務局の説明をお願いします。
小川局長	今回2件ございました。1番でございますが、場所は草間、現況地目は原野、確認を12月4日に行っております。理由は平成元年頃から耕作し

ておらず、原野となっているというものです。それから2番でございますが、場所は太田治部、現況地目は宅地5筆でございます。確認を12月19日に行っております。理由は平成元年頃から宅地として利用し、現在に至るというものです。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。

神山委員

1月12日に藤本委員と長岡推進委員と現場を確認しております。場所なんですけど、県道長屋賀陽線を草間のほうへ上がった所の土橋という所から南、井倉のほうへ向かって約1kmくらいの所に●●という部落があるんですが、そこに●●●●●●●●の事務所がありまして、その裏手の土地になります。もう前からだいぶ経ってますかね。結構しばらく管理をされてた、刈るだけは刈ってたみたいなんですけど、それをやめてからも雑草地になってきた感じで、今回見たらもう原野になっています。

山田委員

同じく1月12日に久保木、後藤両委員と確認を致しました。場所は議案第1号の番号4番の所と同じ所です。ちょっと面積が多いんですけど、5筆全部見ましたけど、ほとんど敷地内にありました。この申請者の息子さんか元土建業をしておられた人で、その敷地の周りに石を積んだり小さい小屋をこしらえたりしたために、こういう面積に入っているのかなと思いました。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

三上委員

特別この2番の方がどうということはないんですけど、平成元年度頃に宅地として利用されるということは畑を放置、例えば1番の方のように原野になっているのではなくて、意識されて宅地にされとるようにとれました。このままこれが通ると、例えば宅地に使おうと思うときに、何も届出なしに30年ほどしたらなるんだからやっときゃいいとは考えておられないのかもしれませんが、きちっと守っている人と30年ほどして自動的に認められると同じように扱うのはいかなものかという気がするんですけど、どんなものでしょうか。

会 長

今この所は家が建つとんかな。

山田委員

もちろん建つとります。裏側は法面がありまして、そこへ大きく石を積んだり、前側も斜面になつとったと思うんですけど、大きいひとかかえもしないような石をずっと積んで庭にしとるんですよ。その当時はだいぶ元

	<p>気な土建業でした。そういうことなんです。そういう面積が増えたんじゃないかと思うんです。</p>
小川局長	<p>宅地になっているということなんですけど、20年以上というのが一応市の一つの区切りということで時効というのもありまして、これに照らし合わせますと認めざるを得ないのかなということになるかと思うのですが、その辺りはご指示のほうよろしくお願いします。</p>
会 長	<p>平成元年の大佐の農業委員会さんのそのときどうなっていたのかよくわかりませんが、30年くらい経っているんですかね。</p>
後藤委員	<p>三上委員さんが言われたんですけど、この件については僕もよく質問しようたんですけど、これを地元だからどうのこうのということはいませんが、本来は無断転用なんです。なんぼ言われても、これが出てない限りは無断転用。これが宅地といって母屋が建っているのではないんです。作業小屋みたいな小さい、初めは事務所的なものがここへあったんですけど、今は県道ベリの奥で、倒産してしまっただけなんですけど、そういうことで建つとるんですけど、悪いのは分かるとるんですけど、今更これをどうせえという訳にもいきませんし、それなら20年経った場合にどうするか、今までもずっと出てきた4条にしても5条にしても、現況で変わるとるのがいっぱい出てきて、これも問題はあるんですけど、これが言ってみてもうただいけんとして言うだけであって、20年以上経つとればどうしようもないというのがあります。だから本当はいけんと言ったらこれは始末書です。もう無断転用。確実に無断転用です。農地法違反です。ですけどこれを覆してやりようりゃあ、まだまだこれから先になんぼでも出てくる要素はあります。</p>
会 長	<p>今の現状で見て、我々が見たものもまた30年ほど経ったら見残しがあって、それがまた30年経つてというのがあります。今現状ではそういうものがあつたら、なるだけ見て注意してあげるようにしてください。現在の所では、これは認めてあげないと仕方がないかなと思います。他にご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ありませんので、議案第4号1番2番の認定に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>



会 長	<p>全員賛成と認め、認定と致します。続きまして、議案第5号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>第5号議案、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について説明を致します。昨年10月、2箇所の市と町において、農業委員会の会長が農地法違反と収賄の疑いにより逮捕されるという不祥事が続けて発生致しました。このことを踏まえて、11月28日に東京都内で全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の法令遵守の申し合わせを決議し、改めて農業委員会組織として、綱紀粛正を図っていくことを確認されました。この代表者集会での決議を達成するために、当委員会においても申し合わせ決議を採択したいと考えております。それでは、申し合わせ決議案を読み上げて、採択を得たいと思います。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議案、私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。よって、私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第33条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和2年1月17日、新見市農業委員会、という内容で採択をいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
後藤委員	<p>事務局もインターネットで議事録は公表しているんですか。</p>
会 長	<p>議事録はホームページで公表しています。  それでは、議案第5号の決議について賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>

会 長	<p>全員賛成と認め、申し合わせの決議は決定と致します。45分まで休憩と致します。</p> <p>～ 休憩 ～（午後4：35～午後4：45）</p>
会 長	<p>それでは、時間が参りましたので再開致します。続いて報告事項に入ります。農地改良届について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>農地改良届ですが、今回2件ございました。まず1番でございますが、場所は大佐小阪部、現況地目は田、目的は嵩上げ、改良高は0.6m、改良面積は148㎡でございます。確認は12月17日に行っております。理由でございますが、嵩上げを行うことで排水を良くし利便性の向上を図るというもので、期間は令和元年12月20日から令和2年3月31日となっております。2番でございますが、場所は哲西町矢田、現況地目は田、目的は嵩上げで、改良高は0.3m、改良面積は191㎡でございます。確認を12月24日に行っております。理由でございますが、こちらも嵩上げを行うことで排水を良くし利便性の向上を図るというもので、期間は令和2年1月20日から令和4年1月5日となっております。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員より順次報告をお願いします。</p>
久保木委員	<p>1月12日に確認をしました。確認はしたのですが、申請のときに野菜と育苗なえを作るといようなことが記載されたと思うんですが、肥土が僕の場合3杯か4杯くらい、へりのほうへ積んでおりました。まだ肥土が撒いておりませんでした。苗を作るには支障がないと思いますが、野菜はちょっと無理かなと思います。</p>
会 長	<p>嵩上げは完了？</p>
久保木委員	<p>嵩上げは完了しておりました。</p>
三上委員	<p>確認日は1月10日、谷川内、奥津委員、私と3名で行いました。場所ですが国道182号線をずっと哲西に入っていくておりましたら、●●●●の手前300mぐらいの所、左手に神代川沿いに旧道の●●の方面に向かって神代川の堤防、最近管理道が整備されて、その管理道入ってすぐ左下の細長い農地でございます。嵩上げをして利便性の向上を図るということで問題ないと思います。</p>
会 長	<p>続きまして、農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用</p>

	<p>について事務局からお願いします。</p>
小川局長	<p>1件ございました。1番、場所は哲西町大野部、現況地目は畑、確認を12月24日に行っております。転用目的はKDDI携帯電話基地局の新設で、転用理由は当該地域の携帯電話のサービスの向上を図るというもので、契約の種類は賃借権の設定、工事期間は令和2年3月1日から令和2年3月31日となっております。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より報告をお願いします。</p>
谷川内委員	<p>確認日を1月10日、三上、奥津委員3名で行っています。場所は、野馳小学校から哲多方面へ向かって約3kmぐらいの所へあります。道路すぐの所へ栗林がありまして、その中の一部をとということです。この地域のKDDIの電波状態が悪いということで、改善を図るということです。支障はないと思います。</p>
会 長	<p>続いて、法務局照会について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>法務局照会物件が今回3件ございました。まず1番ですが、場所は哲西町矢田、現況地目は雑種地3筆でございます。確認を11月27日に行っております。理由でございますが、昭和47年頃から雑種地として現在に至るというものでございます。2番でございますが、場所は正田、現況地目は宅地2筆でございます。確認を11月29日に行っております。理由でございますが、平成14年頃から宅地として利用しており現在に至るというものでございます。3番でございますが、場所は千屋実、現況地目は原野と山林3筆でございます。確認を12月10日に行っております。理由でございますが、昭和52年頃から耕作しておらず、2筆は原野、1筆は山林として現在に至っているというものでございます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より報告をお願いします。</p>
三上委員	<p>確認日は1月10日、谷川内、奥津委員、私の3名で行いました。場所ですが、国道182号線●●●●●●から先500mぐらいの所から、旧道が左手にありますんで、そこに入りまして1kmほど進みますと、さっきの●●●●の手前に左に入る道があります。そこを歩いていきますと●●●●という部落に入ります。その部落に入って2kmほど進んだ左手の道沿いにこの方の自宅があり、その自宅前ですけれども、この所有者の方のご両親が亡くなられて、この所有者の方は最近こちらに帰られたように聞いておりますから、おそらく初めご両親が野菜を作っておられたのが、47</p>

	年頃からできなくなって、そのまま雑種地になったのだと思われます。
藤澤委員	12月7日に私と逸見会長、三輪さんの3人で現地を確認しております。この場所は3条の2番の畑を購入するという、そこの前の道の左側で、これが車庫になっとりました。現地を確認しております。
小田委員	1月13日に確認致しております。前回出たところと同じとこなんで、問題ないと思います。
会 長	次に、農地転用期間変更届について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	期間変更届が1件出ております。坂本地内で田畑合わせて3筆、農地法施行規則第29条による農道の整地で、令和元年12月20日までの予定でしたが、公共工事の残土で農道を設置する予定で、申請農地付近の工事が遅れておまして、着手が遅れたため令和2年3月31日までの変更となっております。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
眞壁委員	この土地は一昨年7月豪雨で崩落した現場でして、その砂防用の堰堤ができとるんですが、新たに作った作業用の道がまだそのままになってまして、その残土を使って工事をすることになって、もう少しかかるんじゃないかと思います。
会 長	続いて、完了届について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	完了届4件出ております。1番が新見市新見地内、5条による太陽光発電設備への転用。2番が上熊谷地内、農地法施行規則53条による携帯電話無線基地局への転用。3番、哲西町上神代地内、4条による墓地への転用。4番、哲多町成松地内、5条による一般住宅への転用となっております。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日の報告と補足説明があればお願いします。
倉脇委員	1月16日に現地を確認してきました。立派なソーラー設備ができておりました。
谷岡代理	確認日が1月12日、小西推進委員さんと確認しております。申請通り

	きちっとできておりました。
三上委員	確認日は1月10日、谷川内委員、奥津委員、私3名で確認致しました。墓地、並び墓石が完成しておりました。
川上委員	1月15日に上山、鈴江両委員さんと共に確認をしております。
会 長	次に、利用権設定中途解約合意書について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	利用権設定の中途解約が4件出ております。1番が馬塚、田3筆、借受人が高齢により解約を申し出て、今回経営基盤の利用権設定で新たな借受人との契約をされております。2番が坂本、田1筆、1番と同じ借受人で高齢なのとイノシシ対策に費用がかかるからとの理由です。3番が大佐田治部、田9筆、借受人が高齢によりとの理由です。今後新たな借受人との契約をされる予定です。4番が神郷下神代、田5筆、借受人の体調不良により解約。こちらは農地中間管理機構に依頼される予定となっております。
会 長	この件について関係地区委員より順次報告をお願いします。
眞壁委員	この1番につきましては議案3号1で解約したと。それから2番は申請人の近くの●●という部落の水田なんですけど、こういう理由によって管理ができないということでの解約です。イノシシと高齢化。
後藤委員	確認を1月12日にしてます。やりましたけど場所はいいですか。いいですね。これは●●いう酒屋があるんですが、その右上のほうへ、高齢いうよりこの人はまだ大佐で借りとる土地があるんですけど、これではなくて水不足でしょう。おそらくそうだと思います。
井上委員	この件につきましては仲田委員さんに説明をしていただきたいと思います。
仲田委員	ご指名により説明させていただきます。これは体調不良ということなんですけど、本当に体調不良でどうもならんと。この人は●●地区で約5町あまりの田んぼを作っておられたんですが、全部次々渡しております。事務局のほうから中間管理機構のほうで探すということなんですけど、決まりましたとはちょっとまだよう言わんのですけども、今現在進行中で話をして作ってもらう人を探しておる状態でございます。問題ないと思います。

会 長	<p>続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局から何かありますか。</p> <p>(ありません。)</p>
会 長	<p>それでは続いてその他ですが、事務局からお願いします。</p>
小川局長	<p>ここで、先月の総会のときにご質問がありました中間管理事業について、返還したときの協力金とかの扱いについてご質問がありましたので、これについて、今日は中間管理事業の専門員の大本さんに来ていただいておりますので、説明のほうをさせていただきます。よろしくをお願いします。</p>
大本専門員	<p>失礼致します。改めまして、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い致します。本日は本当に貴重な時間ということで、これからも何か6時頃から予定があるということで、あまり長い時間は説明はできませんから、簡単に終わらせたいと思います。農業委員さんを始め農地利用最適化委員さんにつきましては、本当に機構の事業につきましてご理解をいただき、色々ご支援を賜り、この席を借り厚くお礼申し上げます。また、本日はさきほど局長のほうからありましたように、12月の農業委員会のほうで協力金についての質問が出たということで、それについて簡単に説明させていただきたいと思います。お手元に農地中間管理事業というリーフレットがあると思いますが、これは毎回出してありますので、皆さんおそらくご存じだと思います。ですから、内容につきましては割愛させていただきます。今回質問がありました協力金についての説明をさせていただきます。1枚開いていただきますと、右側のほうに経営転換協力金というものがございます。この協力金につきましては、詳しいことにつきましては、各市町村のほうに聞いていただければと思いますが、私のほうで分かる範囲の説明をさせていただきます。まず交付対象者ということで、農業部門の減少により経営転換をする農業者、それからリタイアする農業者、そして農地の相続人で農業経営を行わない者というこの3件の農業者が対象になります。主に新見市におきましては、一番上の農業部門の減少により経営転換する農業者が主な対象者になっております。これにつきましてはですね、そこに書いてありますが、農業部門のうち2以上を経営する者が1以上を廃止する場合に対象になりますということで、主に①に土地利用型作物とありますが、これは水稻のことでございます。その水稻をやめることにより、この協力金の対象になります。ですから、水稻をやめて野菜を作るときにはこれは問題ないわけです。ですから、水稻をやめることについての協力金ということで出せるようになります。そして、次に交付要件という所がございますが、機構に対し全ての農地を1</p>

0年以上貸し付ける必要がありますということで、これが条件でございます。その場合自作地として10a、1反は取ってもいいというようになっております。それからですね、交付単価でございますが、2019年から21年につきましては、10aあたり1万5千円、上限が1戸あたり50万円、それから2022年から23年度につきましては、10aあたり1万円と、そして上限が25万円ということで、これは5年間で段階的に縮減・廃止されるようでございます。そしてこれもなくなると思います。それからですね、前回ありました協力金をもらっているんですが、どういう場合返還になるのかと、いくら返せばいいかというような話だったと聞いておりますが、交付決定後10年以内ですね、交付要件、これを満たさなくなった場合に返すということになります。この満たさなくなったということは、例で言いますと、貸しとったけど自分がまた作ると。返してもらって作るとか、そういうことになった場合は協力金を返すことになります。地主がですね、もう作らんけえある程度貸しとる訳なんで、それに対しての協力金なんで、地主が農業を再開される場合は10年以内にもらった協力金は返すようになります。その返す範囲ですが、例えばですね、5反機構に貸しとったと。そのうち10年以内に1反だけ返してもらって、それを農業じゃなくて誰かにあげるとか、例えば何か建てるとか車庫とかいった場合は1反分だけを返してもらおうようになります。それが10年以内で、5年であっても1年であっても、それはもう1反分については下限はありませんので、例えば1反1万5千円なんですけど、1万5千円もらっとなら、それは1年だろうが5年だろうが1万5千円は返してもらおうようになります。それからですね、借り入れる、例えば担い手が借り入れる、担い手の人これがもうよう作らんけえ返すと言った場合は、これは協力金は返さなくていいんです、地主の人は。この場合はもう担い手の都合なんで、あくまで地主の都合でこのことがあった場合は協力金を返してもらいますけど、担い手といいますか、借りた人がよう作らんと言われたときは、これは協力金を返す必要はありませんので。大体以上のような状況でございます。わかりました？本当は色々説明したいんですけど、もう今日はこれで終わります。どうもありがとうございました。

小川局長

もう1点、すみません。来週の月曜日からなんですが、新見法務局証明サービスセンターというのが本庁の1階、宿直の横というか税務課の横なんですけれども、サービスセンターが開設されます。これによって今まで高粱のほうに謄本を取りに行かなくてはいけなかったんですが、そこで取れるようになりますのでご利用いただくようなお知らせ、皆さんのほうにお知らせをしていただければと思いますので、今回ちょっと報告させていただきます。

藤井主幹	それでは、続いて次回の日程についてお知らせしたいと思います。次回の総会ですが、2月13日（木）の9時30分からこの会場、南庁舎の3階大会議室で開催したいと思います。それから3月なんですけども、3月については3月17日（火）の9時30分から予定したいと思っております。よろしくお願い致します。また本日ですけども、このあと予定通り6時からみよしやさんで新年会のほうを予定しておりますので、よろしくお願い致します。
会 長	他に皆さんからご意見、ご質問はございませんか。
谷岡代理	(閉会挨拶)

(閉会時刻 午後5時20分)